

新型コロナウイルス（COVID-19）感染症の対応について

■はじめに

新型コロナウイルス感染症は、国内でも指定感染症¹とされ、様々な対策が取られていますが、徐々に感染者数が拡大しています。このウイルスの情報をニュースなどでしっかり把握し、一人一人がその感染の予防に努めてください。

新型コロナウイルス（COVID-19）の感染には、咳やくしゃみなどによる飛沫感染²とウイルスが付着したドアノブ、電車などのつり革に触ることによる接触感染³があります。新型コロナウイルスの感染力は、現時点ではインフルエンザと同じくらいとされています。

なお、この感染症に罹患した場合は、いわゆる学校感染症（学校保健安全法に定める第一種感染症）による出席停止の扱いとなり、その期間は治癒するまでとなります。

■感染予防のために皆さんができること

- (1) 石鹸やアルコール消毒薬などでこまめに手洗いをしてください。
- (2) 咳やくしゃみをするときは、マスク、ハンカチ、タオルなどで口や鼻をおさえる「咳エチケット」を守ってください。人混みでは特に注意しましょう。
- (3) 万一、この感染症の症状（強いだるさ、息苦しさ、風邪の症状や 37.5 度以上の発熱）が感じられたら、近くの保健所に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に相談するとともに、学校にも一報を入れてください。感染の蔓延を防ぐために情報共有はとても大切です。

■今後の授業や行事等について

現在のところ、通常どおりの授業や学校行事等を予定しています。ただし、新型コロナウイルス感染症の埼玉県内及び近隣地域等における蔓延により、中止や延期をすることもありますので、その場合は、担任からの連絡や学校ホームページから情報を得るようにしてください。

なお、課外の活動（部活動等）については、担当の教員からの指示や連絡に従ってください。また、入学者選抜に伴う臨時休業中の外出も極力避けるようにしてください。

（2月28日（金）、3月2日（月）、3月3日（火）、3月4日（水）、3月6日（金））

令和2年2月27日

埼玉県立いずみ高等学校長 栗藤 義明

¹ 新型コロナウイルスによる感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律・検疫法等における指定感染症になりました

² 感染者の飛沫（くしゃみ、咳、唾液など）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します

³ 感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します